

資料5参考資料

平成 28 年 11 月 17 日



東京電力エナジーパートナー株式会社に対する 業務改善勧告を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項の規定に基づき、小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社に対して業務改善勧告を行いましたのでお知らせいたします。

1. 概要

東京電力エナジーパートナー株式会社が、平成 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間に、同社の限界費用からは大きく乖離した「閾値」(しきいち)と称する高い価格で、卸電力取引所の一日前市場において売り入札を行っていたことについて、当委員会は、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」(適正な電力取引についての指針(平成 28 年 3 月 7 日)第二部 II 2(3) イ③相場操縦参照)に該当すると判断し、本日、同社に対し、2. の業務改善勧告を行いました。

2. 勧告の内容

- (1)「閾値」を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと。
- (2)(1)を社内において周知徹底するとともに、(1)を遵守するために必要かつ適切な 社内体制を整備すること。
- (3)(2)の実施のためにとった具体的な措置について、平成 28 年 12 月 16 日までに、 当委員会に対し、報告を行うこと。

3. 添付資料

事案の詳細について

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 佐合卸取引監視室長 田邊

担当者:石澤、松田、米山

電 話:03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通) 03-3501-1568(FAX)

事案の詳細について

1. 事案の詳細

東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「東京電力エナジーパートナー」といいます。)は、平成28年4月1日から同年8月31日までの期間(以下「本件期間」といいます。)に、卸電力取引所の一日前市場(以下「スポット市場」といいます。)において、平日の昼間の時間帯の受渡に係るコマ(スポット市場における一日を30分単位に区切った48商品のこと)(以下「平日昼間のコマ」といいます。)につき売り入札を行う場合に、「閾値」(しきいち)と称する同社の小売料金の原価と同等の水準の月毎の固定の価格を、売り入札価格の下限価格として設定していました。具体的には、本件期間の平日昼間のコマにおいて、東京電力エナジーパートナーは、同社の各コマにおける具体的な限界費用(売り入札対象となる発電余力のある発電機を発電に要する可変費が低い順に追加発電し又は稼働させた場合の追加発電に係る可変費(円/kWh))に基づく価格よりも「閾値」が高い場合には、「閾値」を売り入札価格として売り入札を行っていました。

当委員会の調査によりますと、本件期間において、「閾値」は、東京電力エナジーパートナーの各コマにおける具体的な限界費用からは大きく乖離した高い価格であり、東京電力エナジーパートナーは、平日昼間のコマのほとんど全てにおいて、「閾値」を売り入札価格とした売り入札を行っていました。仮に、東京電力エナジーパートナーが「閾値」を売り入札価格とせず、限界費用に基づく価格を売り入札価格として売り入札を行っていたとすれば、本件期間の平日昼間のコマの約6割において、約定価格(東京エリアプライス)が下落するものと認められました。また、コマによっては、約定価格が約3割下落すると認められるコマもありました。

上記に加え、当委員会は、①東京電力エナジーパートナーが、「閾値」を売り入札価格とすることにより、スポット市場における約定価格をつり上げる可能性があることについて十分に認識していたとみられること、②スポット市場ではブラインド・シングルプライスオークション方式が採用されていることから、限界費用を大きく上回る高値での売り入札を行うことは、約定の機会及びそれによる経済的利益を減少させることが明らかであるにもかかわらず、東京電力エナジーパートナーが、組織的に反復継続して「閾値」を売り入札価格としていた事実に鑑みると、そこには格別の意図があったと考えられること、及び③東京電力エナジーパートナーが、「閾値」を売り入札価格とすることにより、スポット市場の平日昼間のコマにおいて同社の売り入札が約定する際には常に同社の小売料金の原価と同等の水準以上の価格となるように市場相場を人為的に操作することを目的としていたとみられることから、「閾値」を売り入札価格とする売り入札を行うことは、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」(適正な電力取引についての指針(平成28年3月7日)第二部 2(3)イ③相場操縦参照)に該当すると判断しました。

また、東京電力エナジーパートナーのように多くの電源を確保する事業者が、このような行為を行うことは、他の事業者が、スポット市場から必要な供給力を適正な価格で調達し、小売市場に新規参入すること又は小売市場において事業を維持・拡大することを阻害するものであり、電気事業の健全な発達を害するものとも判断しました。

なお、東京電力エナジーパートナーは、平成28年10月上旬に「閾値」を売り入札価格とする売り入札を行うことを取りやめたとのことですが、当委員会は、再発防止を徹底する観点から、東京電力エナジーパートナーに対し、2. の業務改善勧告を行いました。

2. 勧告の内容

- (1) 「閾値」を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと。
- (2) (1) を社内において周知徹底するとともに、(1) を遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。
- (3) (2) の実施のためにとった具体的な措置について、平成28年12月16日までに、当委員会に対し、報告を行うこと。